

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表  
別表3

<判定料金>

【モデル建物法】

(税込金額 単位：円)

面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)					
	A種		B種		C種	
300 ~ 500 未満	132,000	×N	88,000	×N	66,000	×N
500 ~ 1,000 未満	165,000	×N	99,000	×N	77,000	×N
1,000 ~ 2,000 未満	198,000	×N	110,000	×N	88,000	×N
2,000 ~ 3,000 未満	220,000	×N	132,000	×N	110,000	×N
3,000 ~ 4,000 未満	253,000	×N	165,000	×N	132,000	×N
4,000 ~ 5,000 未満	275,000	×N	198,000	×N	154,000	×N
5,000 ~ 10,000 未満	330,000	×N	242,000	×N	187,000	×N
10,000 ~ 20,000 未満	396,000	×N	275,000	×N	220,000	×N
20,000 ~ 50,000 未満	451,000	×N	341,000	×N	275,000	×N
50,000 ~	見積		見積		見積	

【標準入力法 (主要室入力法を含む)】

(税込金額 単位：円)

面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
300 ~ 500 未満	220,000	165,000	132,000
500 ~ 1,000 未満	275,000	187,000	143,000
1,000 ~ 2,000 未満	330,000	220,000	165,000
2,000 ~ 3,000 未満	385,000	253,000	220,000
3,000 ~ 4,000 未満	440,000	297,000	242,000
4,000 ~ 5,000 未満	495,000	330,000	275,000
5,000 ~ 10,000 未満	550,000	440,000	330,000
10,000 ~ 20,000 未満	660,000	528,000	385,000
20,000 ~ 50,000 未満	770,000	638,000	440,000
50,000 ~	見積	見積	見積

N：計算に適用するモデル数による係数 (※7参照)

※1 用途分類：A種、B種、C種の用途分類の適用については別表4による。

※2 用途分類：一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。

- ・一部にでもA種が含まれるときはA種
- ・A種が全くなく、一部にでもB種が含まれるときはB種

※3 延べ面積：対象となる建築物が複合建築物の場合、非住宅部分の面積とする。

※4 延べ面積：増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積とする。ただし、既存の部分のB E Iにデフォルト値を採用する計算方法の場合は、増改築部分の非住宅部分の用途、面積により料金を算定する。

- ※5 複合建築物の場合は、非住宅部分を対象にして、上記表に定める料金を適用する。
- ※6 住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合は、行政庁への図書送付等の事務手数料として、対象となる棟あたり、11,000円（税込）を徴収する。
- ※7 モデル建物法を使用する場合（デフォルト値等採用でデフォルト値等を採用しない部分にモデル建物法を使用する場合を含む。以下同じ。）、使用するモデル数に応じて、次の係数を乗じた額とする。
- ただし、モデル数が2以上の場合は、工場モデルを1モデルとして計上しない。

モデル数	1	2	3	4以上
係数 N	1.0	1.1	1.2	1.3

- ※8 次に該当する場合は、一律33,000円（税込）の料金とする。
- ・建築物のすべてが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合
  - ・モデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合
  - ・モデル建物法を使用する際に計算対象となる室があるが計算対象となる設備が設置されていない場合（計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。）
- ※9 BEST（省エネ基準対応ツール）を利用した計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。

#### 【計画変更】

- ※10 計画変更の料金は、変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る）に応じて別表3から算定される料金の10分の6の額とする。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。
- ① モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
  - ② 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
  - ③ ※8が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となる場合

#### 【軽微変更該当証明申請】

- ※11 軽微変更該当証明の申請は、変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る）に応じて別表3から算定される料金の10分の5の額とする。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。
- ① 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合

#### 【その他】

- ※12 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類1通につき5,500円（税込）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類1通につき11,000円（税込）とする。

別表 4

分類	確認申請書四面に記載される用途	用途区分 コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	08170
	助産所	08190
	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。）	08210
	公衆浴場（個室月浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	

分類	確認申請書四面に記載される用途	用途区分コード
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売所その他これに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440
	飲食店（事項に掲げるものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床の面積が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470	
料理店	08570	
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	08580	

分類	確認申請書四面に記載される用途	用途区分 コード
C種	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋	08310
	建築基準法令第130条の4号第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐輪場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620